「令和７年度郡山市定額減税補足給付金（不足額給付）」の対象者へ７/25（金）に申請書類を発送します。

ターゲット 10. 4

2025 年７月 23 日
郡山市税務部
市民税課
課長　國分　勉
TEL：924－2088

SDGs ターゲット 10.4　「税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。」

令和７年度郡山市定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」）の対象者へ７月 25 日（金）に申請書類（以下、「確認書等」）を発送します。

1　内　　容　　令和６年度郡山市定額減税補足給付金（当初調整給付）（以下「当初調整給付」）は、令和６年分推計所得税を用いて算定することとなっており、令和６年分所得税の確定に伴い、差額が生じた方へ不足額を給付します。
また、令和６年度定額減税対象外であった方への給付も行います。

不足額給付①　「本来給付すべき額」－「当初調整給付額」＞０円の方（不足額が生じた方）に対して差額（不足額）を給付

［対象例］　・令和６年分所得が前年より低くなった方
・令和６年に扶養親族が増えた方　　など

不足額給付②　以下のすべての要件を満たす方に４万円（定額）を給付
・定額減税対象外（所得税、住民税所得割が０円）
・税制度上、扶養親族に該当しない（事業専従者又は合計所得 48 万超の方）
・低所得者向け給付の対象世帯主・世帯員に該当しない

2　手 続 き　対象者には、「確認書等（封書又ははがき）」を送付します。
「確認書（封書）」が届いた方：郵送、電子申請又は相談窓口で申請が必要です。
「支給のお知らせ（はがき）」が届いた方：口座情報等に変更がない方の手続きは不要です。

3　申請期限　令和７年 10 月 31 日（金）当日消印有効、当日電子申請有効

4　お問合せ　令和７年７月 28 日（月）　～　令和７年 10 月 31 日（金）（土、日、祝日を除く。）
午前８時 30 分～午後５時 15 分
【コールセンター】フリーダイヤル　0120-259-058
【相談窓口】　郡山市役所西庁舎２階　エスカレーター脇

詳細は、郡山市ウェブサイトで御確認ください。
https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/30/147113.html